

「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等」に対する意見

27 貿情セ調（経提）第2号

平成27年7月10日

[氏名]	一般財団法人 安全保障貿易情報センター 調査研究部長 藤本 修
連絡担当者	調査研究部 上席主任研究員 千葉 晴夫
[住所]	東京都港区虎ノ門一丁目1-21 新虎ノ門実業会館4階
[電話番号]	03-3593-1146
[FAX番号]	03-3593-1138

1. 貨物等省令

1) 第4条第十二号

【意見内容】

次のように修正が必要と思われます。

セラミック粉末若しくはセラミックの半製品若しくは一次製品（チタンのほう化物を用いて製造したものに限る。）、セラミック複合材料又はセラミックの材料となる前駆物質であって、次のいずれかに該当するもの

→ セラミック粉末、セラミックの半製品若しくは一次製品（チタンのほう化物を用いて製造したものに限る。）、セラミック複合材料又はセラミックの材料となる前駆物質であって、次のいずれかに該当するもの

【理由】

規制したい対象は、①セラミック粉末、②セラミックの半製品、③セラミックの一次製品、④セラミック複合材料 ⑤セラミックの材料となる前駆物質の5点です。現行案ではセラミックの粉末に半製品や一次製品の文言が掛かると読めるため、規制の主旨にそぐわないのではないのでしょうか。

冒頭の「若しくは」を読点に変更し、対象が明確になると考えます。

## 2) 第5条第二号ホ

### 【意見内容】

貨物等省令の改正及び運用通達中の6の項解釈の新設により、貨物等省令第5条第二号ホの規定が正確にWAリストの2.B.1.eの規定と一致するようになりましたが、この改正の結果貨物等省令第5条第二号ホ(二)中の「回転軸の位置決め精度」としては、工作機械メーカーがカタログや仕様書等で保証する「回転軸の位置決め精度」の値も使用できることを確認下さる様お願い致します。

### 【理由】

改正前の省令第5条第二号ホ(二)では、「国際規格 ISO230/2(2006)で定める測定方法により測定したときの回転軸の位置決め精度が…」と定められており、その規定ぶりから「回転軸の位置決め精度」は国際規格 ISO230/2(2006)で定める測定方法に従って実測した値でなければならないとされていました。

今回の政省令改正で、同条項から「国際規格 ISO230/2(2006)で定める測定方法により測定したときの」が削除されるとともに、運用通達中の解釈も改正されて「貨物等省令第5条第二号ホ中の精度」の解釈として「一般に不正確さとして測定され、採用される標準又は真値に対する表示値の正又は負の最大偏差をいう。」が定められました。この改正により、改正前に求められていた「回転軸の位置決め精度」の実測は、改正後は求められなくなり、工作機械メーカーがカタログや仕様書等で保証する「回転軸の位置決め精度」の値も該非判定に使用できることになると考えますが、この点をご確認下さる様お願い致します。

なお、「貨物等省令第5条第二号ホ中の精度」解釈は、「貨物等省令第5条第十号中の精度」の解釈と同じであり、省令第5条第十号イ及びロの貨物の該非判定には実測が求められて来なかったことから、改正後の省令中の「回転軸の位置決め精度」が実測値である必要がないことは明確と考えます。

また、WAリストには規定が無いにも関わらず、日本の省令には「国際規格 ISO230/2(2006)で定める測定方法により測定したときの」の規定があり、日本の工作機械業界だけが回転軸の位置決め精度の実測を求められていたことから、該非判定作業の合理化のために、2008年のWA-EGに向けてCISTECより回転軸の位置決め精度に対しても直線軸と同様に申告値(Stated positioning accuracy)を使用可能とする記述をWAリストの2.B.のTechnical Notesに追加する提案を提出しましたが、WA-EG会合における協議結果として、この提案に対して各国から「リストで計測することが求められているのは直線軸のみであり、回転軸を計測する必要はないのではないか」との発言があった旨2008年4月に報告頂いています。各国と規制の整合を図る意味でも、「回転軸の位置決め精度」は実測値である必要がない事を確認下さる様、お願い致します。

3) 第6条第二号リ(二)2

【意見内容】

次のように修正の検討をお願いします。

2 周波数帯域が43.5ギガヘルツ超90ギガヘルツ以下であって、出力が100ミリワット(20ディービーエム)を超えるもの

→2 43.5ギガヘルツ超90ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、出力が100ミリワット(20ディービーエム)を超えるもの

【理由】

WA-LIST(14)2 3.A.1.b.7.b.2. の規制テキスト上に、anywhere within the frequency range exceeding 43.5GHz but not exceeding 90GHz; と記述されていることから、省令の条文の修正を要望するものです。

関連する第6条第十三号口の信号発生器本体の改正(案)は、43.5ギガヘルツ超90ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、と記述されております。こちらと整合を取るために修正をお願いいたします。

4) 第6条第二号リ(三)2

【意見内容】

次のように修正の検討をお願いします。

2 周波数帯域が43.5ギガヘルツ超90ギガヘルツ以下であって、出力が31.62ミリワット(10ディービーエム)を超えるもの

→2 43.5ギガヘルツ超90ギガヘルツ以下のいずれかの動作周波数帯域において、出力が31.62ミリワット(10ディービーエム)を超えるもの

【理由】

WA-LIST(14)2 3.A.1.b.7.c.2. の規制テキスト上に、anywhere within the frequency range exceeding 43.5 GHz but not exceeding 90 GHz; と記述されていることから、省令の条文の修正を要望するものです。

関連する第6条第十四号イのネットワークアナライザ本体の改正(案)は、43.5ギガヘルツ超90ギガヘルツ以下のいずれかの動作周波数帯域において、と記述されております。こちらと整合を取るためにも修正をお願いいたします。

5) 第6条第二号リ(三)3

【意見内容】

次のように修正の検討をお願いします。

3 周波数帯域が90ギガヘルツ超110ギガヘルツ以下であって、出力が1ミリワット(0ディービーエム)を超えるもの

→3 90ギガヘルツ超110ギガヘルツ以下のいずれかの動作周波数帯域において、出力が1ミリワット(0ディービーエム)を超えるもの

【理由】

WA-LIST(14)2 3.A.1.b.7.c.3. の規制テキスト上に、anywhere within the frequency range exceeding 90 GHz but not exceeding 110GHz; と記述されていることから、省令の条文の修正を要望するものです。

関連する第6条第十四号ロのネットワークアナライザー本体の改正(案)は、90ギガヘルツ超110ギガヘルツ以下のいずれかの動作周波数帯域において、と記述されております。こちらと整合を取るためにも修正をお願いいたします。

6) 第6条第十三号

【意見内容】

次のように修正の検討をお願いします。

(平成26年度の内容である「規定する」に戻していただくことをお願いするものです)

信号発生器であって、次のいずれかに該当するもの(二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によって出力周波数を生成する装置を除く。)

→ 信号発生器であって、次のいずれかに該当するもの(二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によって出力周波数を規定する装置を除く。)

【理由】

(1) 貨物等省令 改正案の元となっている WA-LIST(14)2 の 3.A.2.d. の Note 2 の内容は WA-LIST(13)1 から改定されておられません。今年度の貨物等省令改正の内容は、3.A.2.d. において、~~Frequency synthesized~~ signal generators と改定された部分の反映であって、それ以外の部分を改正する理由は特に無いと考えます。

(2) 「出力周波数を生成する」という表現は、「すでに出力されたものを生成する」という、

一見、分かりにくい内容になっていると思われます。平成 26 年度の内容である「規定する」が適切であると考えます。

#### 7) 第 6 条第十三号ニ (二)

##### 【意見内容】

次のように修正の検討をお願いします。

(二) 3.2 ギガヘルツ超 90 ギガヘルツ以下の・・・(略)・・・次に掲げる式により算定した値未満のもの

$$20 \log_{10} \left[ \begin{array}{l} \text{メガヘルツ} \\ \text{で表した動} \\ \text{作周波数} \end{array} \right] - \underline{114}$$

→ (二) 3.2 ギガヘルツ超 90 ギガヘルツ以下の・・・(略)・・・次に掲げる式により算定した値未満のもの

$$20 \log_{10} \left[ \begin{array}{l} \text{メガヘルツ} \\ \text{で表した動} \\ \text{作周波数} \end{array} \right] - \underline{206}$$

##### 【理由】

WA-LIST(14)2 3.A.2.d.4.b.の規制テキスト上に、206 と記述されていることから、省令の条文の修正を要望するものです。

3. A. 2. d. 4.

b. Less (better) than  $-(206 - 20\log_{10}f)$  anywhere within the range of  $10 \text{ kHz} < F \leq 100 \text{ kHz}$  anywhere within the frequency range exceeding 3.2 GHz but not exceeding 90 GHz; or

#### 9) 第 8 条第九号の二

##### 【意見内容】

次のように改正する必要があると思われます。

装置又は部分品であって、暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、・・・

→ 装置又はその部分品であって、これらの暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、・・・

##### 【理由】

部分品を「その」で限定し、暗号機能有効化の手段そのものが規制対象であることを明確

にするため、現行規定にある「これらの」の文言を残すことで、わかりやすくなると考えます。同様の暗号機能有効化の手段である同省令第21条第1項第十六号、第十七号には、「これらの」と同じ様に「当該技術の」、「当該プログラムの」と明確化されています。

#### 10) 第8条第十号～第十二号

##### 【意見内容】

たとえば、第十号を次のように改正する必要があると思われます。

情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置（略）又はその部分品(情報を伝達する信号の漏えいを防止する機能を実現するために設計した部分品に限る。)

→ 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置（略）又は情報を伝達する信号の漏えいを防止する機能を実現するための部分品

##### 【理由】

第九号から第十二号は、WAの5.A.2.aの範疇で規定されているのであり、今般第九号、第九号の二が改正されるのは、WAの当該規定が5.A.2.a. Systems, equipment and components, for "information security", as follows: と改正されたことによるものであると考えますが。それであるならば、第十号～第十二号の規定の仕方も改正し、統一する必要があるのではないかと思います。

#### 11) 第9条第一号イ（四）1ー

##### 【意見内容】

次のようにマイナスをプラスに修正する必要があります。

$$\log_{10} \left[ \begin{array}{l} \text{ヘルツで表した10キロ} \\ \text{ヘルツ未満の最大送波} \\ \text{電圧感度} \end{array} \right] - 169.77 \text{ デジベル}$$

→

$$\log_{10} \left[ \begin{array}{l} \text{ヘルツで表した10キロ} \\ \text{ヘルツ未満の最大送波} \\ \text{電圧感度} \end{array} \right] + 169.77 \text{ デジベル}$$

##### 【理由】

WAの原文は次のとおりです。

6. A. 1. a. 1. c. 1. Operating at frequencies below 10 kHz and having any of the following:

a. Not designed for continuous operation at 100% duty cycle and having a radiated 'free-field Source Level (SL<sub>RMS</sub>)' exceeding  $(10\log(f) + 169.77)$ dB (reference 1 μPa at 1 m) where f is the frequency in Hertz of maximum Transmitting Voltage Response (TVR) below 10 kHz; or

1 2) 第 2 5 条第 4 項第四号

【意見内容】

次のように修正する必要があります。

ガスタービンエンジンを装備した固定翼航空機のために設計された翼折りたたみシステムの設計に必要な技術

→ ガスタービンエンジンを装備した固定翼航空機のために設計された翼折りたたみシステムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)

【理由】

WAの当該部分は 9.E.3.

j. "Technology" "required" for the "development" of wing-folding systems designed for fixed-wing aircraft powered by gas turbine engines.

***N.B. For "technology" "required" for the "development" of wing-folding systems designed for fixed-wing aircraft specified in ML10., see ML22.***

ですので、technology に限定されます。

1 3) 第 3 条第二十四号イ

【意見内容】

次のように修正の検討をお願いします。

アナログデジタル変換用の集積回路であって、全吸収線量がシリコン換算で50万ラド以上となる放射線照射に耐えることができるように設計したもの又は次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 零下54度より低い温度から125度を超える温度まで使用することができるように設計したもの

(二) 気密封止したもの

→

アナログデジタル変換用の集積回路であって、次のいずれかに該当するもの

(一) 全吸収線量がシリコン換算で50万ラド以上となる放射線照射に耐えることができるように設計したもの

(二) 次の1及び2に該当するもの

1 零下54度より低い温度から125度を超える温度まで使用することができるように設計したもの

2 気密封止したもの

**【理由】**

規制されるものを同じレベルで規定することによって明確になり、該非判定の誤りを防ぐことにつながります。

**4. 運用通達**

1) 5の項「貨物等省令第4条第十三号イ中のビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド又は芳香族ポリエーテルイミド」

**【意見内容】**

次のように修正することをお願いいたします。

熱、放射線若しくは触媒による作用その他外部からの作用により重合化又は架橋することができるもの又は熱分解を経ずに熔融することができるものをいう。

→ 熱、放射線若しくは触媒による作用その他外部からの作用により重合化又は架橋することができるもの又は加熱することによって、熱分解に至るまでの過程において熔融することができるものをいう。

**【理由】**

本件のような材料の該非判定を行う場合、材料の特性、挙動を確認した結果として行われるものと考えております。

当該解釈については、材料を加熱し、次第に温度を向上させれば、最終的には熱分解（炭化）してしましますが、その途中過程において熔融が起こるものを規制対象としていると認識しております。

貨物においては、どのような実験、確認を行い、どのような現象が現れた或いは結果が得られたかということで該当、非該当が判断されるものと考えますが、改正内容は必ずしもどのような実験が行われるべきか明らかとはいえないものと考えられますので、その点、意見内容のように端的に表現することで明確になるものと考えます。

具体的には、熱可塑性樹脂があつて、加熱するにしてもその樹脂が熔融する温度に達していなければ熔融の現象は起こりませんし、そのことをもって「非該当」という判断は誤りということになります。あくまでもその樹脂を熱分解（炭化）させるまで加熱する前提



において、その途中過程に溶融が起こるのか否かで判断するというのが判定の考え方かと思っております。

上記の主旨に照らせば、貨物等省令第4条第三号の書きぶり「熱分解を経ずに溶融することのないものに限る」についても、「加熱することによって、熱分解に至るまでの過程において溶融することのないものに限る」と表現するのが妥当ではないかと考えます。

## 2) 9の項「貨物等省令第8条第九号の暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品」

### 【意見内容】

「貨物等省令第8条第九号の暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品」を新設し、「電子組立品、モジュール又は集積回路を含む。」とするようお願いいたします。

### 【理由】

今般の改正によって、従来あった「暗号機能を有する電子組立品、モジュール若しくは集積回路」と「又はこれらの部分品（暗号機能を実現するために設計した部分品に限る。）」が削除され、「暗号機能を実現するための部分品」に集約されたように思われますが、「電子組立品、モジュール又は集積回路」という用語がなくなることによって、規制対象ではなくなったと誤解を生じるのを防ぐとともに、これらが部分品のみならず、実質「暗号装置」と扱われる場合もあることから、「貨物等省令第8条第九号の暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品」の解釈の新設を要望します。

## 3) 9の項「貨物等省令第8条第九号の二の装置又はその部分品」

### 【意見内容】

「貨物等省令第8条第九号の二の装置又はその部分品」を新設し、「電子組立品、モジュール又は集積回路を含む。」とするようお願いいたします。

### 【理由】

2) の理由を参照ください。

## 4) 9の項「貨物等省令第8条第十号の情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置又は情報を伝達する信号の漏えいを防止する機能を実現するための部分品」

### 【意見内容】

現行の「情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置」を「貨物等省令第8条第十号の情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置又は情報を伝達する信号の漏えいを防止する機能を実現するための部分品」とし、その上で、「…に限る。」を（現行解釈規定の）「…に限り、電子組立品、モジュール又は集積回路を

含む。」とするようにお願いします。

**【理由】**

2) の理由を参照ください。

5) 9の項「貨物等省令第8条第十一号の秘密保護機能を有する情報通信システムであつて、・・・十分な情報の保護機能を有するもの又は秘密保護機能を実現するための部分品」

**【意見内容】**

現行の「情報通信システムであつて、・・・を十分な情報の保護機能を有するもの又はその部分品」を「貨物等省令第8条第十一号の秘密保護機能を有する情報通信システムであつて、・・・十分な情報の保護機能を有するもの又は秘密保護機能を実現するための部分品」とし、現行の解釈規定に追加して「電子組立品、モジュール又は集積回路を含む。」とするようにお願いします。

**【理由】**

2) の理由を参照ください。

6) 9の項「貨物等省令第8条第十二号の盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又は盗聴の検知を実現するための部分品」

**【意見内容】**

現行の「盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム」を「貨物等省令第8条第十二号の盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又は盗聴の検知を実現するための部分品」とし、現行解釈規定どおり、「電子組立品、モジュール又は集積回路を含む。」を残すようお願いいたします。

**【理由】**

2) の理由を参照ください。

7) 9の項「貨物等省令第8条第九号中の操作、管理又は保守」

**【意見内容】**

次のように修正を検討いただきたく、お願いします。

イ (一) (略)

(二) 機器の設定

(三) (略)

ロ 機器の稼働状況又は性能の監視又は管理

- ハ (略)
- 注: (略)
- 1 (略)
- 2 機器のデータプレーンやデータ転送において暗号機能を実現させるもの
- 
- イ (一) (略)
- (二) ある貨物又はあるプログラムの設定
- (三) (略)
- ロ ある貨物又はあるプログラムの稼働状況又は性能の監視又は管理
- (略)
- ハ (略)
- 注: (略)
- 1 (略)
- 2 ある貨物又はあるプログラムのフォワーディングプレーンやデータプレーンにおいて暗号機能を実現させるもの

#### 【理由】

①WA の“an item”を“機器”と訳していますが、「ある貨物又はあるプログラム」とした方が他の条文(\*1)と統一した表現になると考えます。

(\*1)貨物等省令第21条第1項第十六号、同第十七号の暗号機能有効化手段では「ある貨物又はあるプログラム」との表現があり、これはWAの5.D.2.d、5.E.2.bの“an item”を訳したものです。

②注2にある「データプレーンやデータ転送」は、WAの“the forwarding or data plane”にあたりますが、「フォワーディングプレーン」と「データプレーン」は通信分野では同義語で使われており、WA条文ではこれを併記していると考えられます。

「フォワーディングプレーン」を「データ転送」と訳すと意味が異なるため、「フォワーディングプレーンやデータプレーン」に修正すべきと考えます。

ご参考:フォワーディングプレーンの説明

[https://en.wikipedia.org/wiki/Forwarding\\_plane](https://en.wikipedia.org/wiki/Forwarding_plane)

冒頭に「In routing, the forwarding plane, sometimes called the data plane」とあり、フォワーディングプレーンとデータプレーンは同義語です。

また、以下URLで「フォワーディングプレーン」とカタカナで用いられています。

• Wikiの“ルータ”の説明

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%83%BC>

・ Brocade 社

<http://www.brocadejapan.com/solutions-technology/technology/software-defined-networking/openflow>

・ CISCO 社

[http://www.cisco.com/cisco/web/support/JP/docs/RT/WANAggregationInternetEdgeRT/ASR1000AggregationServsRT/CG/021/qos-plcshp-xe-3s-asr-1000-book\\_chapter\\_01100.html?bid=0900e4b18337ac95](http://www.cisco.com/cisco/web/support/JP/docs/RT/WANAggregationInternetEdgeRT/ASR1000AggregationServsRT/CG/021/qos-plcshp-xe-3s-asr-1000-book_chapter_01100.html?bid=0900e4b18337ac95)

IETF(インターネットで利用される技術の標準化を策定する組織)が策定した RFC(標準仕様)に“forwarding plane”とあり、業界標準な用語であることが分かります。

<https://tools.ietf.org/rfc/rfc3746.txt> (2.)

<https://tools.ietf.org/rfc/rfc7426.txt> (3.1)

## 8) 9 項関連

### 【意見内容】

以下の明確化を通達(役務通達も含む。)又は経済産業省の Q & A で明確にするようお願いいたします。

#### 1. 「商業用の(暗号標準)」について

貨物等省令第 8 条第九号ヲ、カ、ソ、ツおよび第 21 条第 1 項第九号、第十号において、「商業用の(暗号標準)」という用語が新しく登場しましたが、この「商業用の(暗号標準)」の定義を、明確にしていきたい。

改正案では、「市販されている暗号標準」という用語が軒並み「商業用の暗号標準」に代わっています。これは、商業用であれば暗号規制におけるいわゆる「市販」の条件を満たさなくとも、商業用だと主張すれば商業用だと認められるということでしょうか。

#### 2. 「公開された又は商業用の暗号標準」について

貨物等省令第 8 条第九号ヲ(一)には「公開された又は商業用の暗号標準」に続いて「(無断の複製を防止するためのものであって、公開されていないものを含む。)」との記載がありますが、貨物等省令第 8 条第九号のカ、ソ、ツ(一)では、「(無断の複製を…(中略)…公開されていないものを含む。)」の記載がありません。

このことから、「(無断の複製を…(中略)…公開されていないものを含む。)」は貨物等省令第 8 条第九号ヲ(一)のみに適用されるものと考えますが正しいでしょうか。

#### 3. 貨物等省令第 8 条第九号ツ

未市販の中央演算処理装置、未市販の無線 LAN モジュールおよび市販済みの暗号機能

搭載のオペレーティングシステム（以下OS）を搭載する未市販のパーソナルコンピュータがあります。中央演算処理装置および無線LANモジュールはツ（二）1の条件を満たしていませんが、OSがツ（二）2の条件を満たせば、ツに該当すると考えて良いでしょうか。

#### 4. 貨物等省令第8条第九号ツ（二）

ツ（二）1、2、3が新設されましたが、それぞれどのようなものを対象とした規制緩和なのか、イメージが掴めるよう、具体例を示していただけませんか。

#### 5. 貨物等省令第8条第九号ツ（二）1

①CPUチップにて情報システムのセキュリティ管理機能が実現されているものは、ツ（二）1に当てはまると考えますが正しいでしょうか。

②「タに該当する」とありますが、これは“市販が前提”という意味ではなく、タ（一）または（二）の条件に厳密に当てはまる必要があると考えれば良いでしょうか。

#### 6. 貨物等省令第8条第九号ツ（二）2

オペレーティングシステム（以下OS）とありますが、ここでいうOSとはWindowsやLinuxといった有名なOS以外のOSにも適用可能でしょうか。

#### 7. 貨物等省令第8条第九号ツ（二）3

「装置の操作、管理又は保守に限定されているもの」とありますが、逆に「装置の操作、管理又は保守に限定されていないもの」のイメージが掴めません。イメージが掴めるよう具体的な例を提示していただけませんか。

#### 9) 10の項「貨物等省令第9条第八号イ（二）及びロ（十）中のフォーカルプレーンアレーを組み込んだもの」

##### 【意見内容】

ハ（三）を次のように修正が必要です。

民生用の乗用車に組み込むために設計したカメラであって、次の1及び2に該当するもの

→ 民生用の乗用車に組み込むために設計したカメラであって、次の全てに該当するもの

##### 【理由】

1、2だけでなく、3にも該当する必要があるため「全ての」とするべきです。

## 5. 役務通達

1) 9の項「貨物等省令第21条第1項第二号、第三号、第十二号、第十二号の二及び第十六号の規定中の技術（プログラムを除く。）」

### 【意見内容】

次のように修正する必要があります。

貨物等省令第21条第1項第二号、第三号、第十二号、第十二号の二及び第十六号の規定中の技術（プログラムを除く。）

→ 貨物等省令第21条第1項第二号の二、第三号、第十二号、第十二号の二及び第十六号の規定中の技術（プログラムを除く。）

### 【理由】

今般の改正によって、貨物等省令第21条第1項第二号が、第二号で通信関連を、第二号の二で情報セキュリティ関連に分離したことに対応するためです。

2) 9の項「貨物等省令第21条第1項第九号又は第十号中の操作、管理又は保守」

### 【意見内容】

① 冒頭の「次のいずれかに該当する作業をいう。」を「次のいずれか一つ以上に該当する作業をいう。」に修正した方がよいと思われます。

② その他の修正は、「4. 運用通達の7) 9の項「貨物等省令第8条第九号中の操作、管理又は保守」でコメントしたとおりに修正をお願いします。。

### 【理由】

① 運用通達の9の項「貨物等省令第8条第九号中の操作、管理又は保守」に合わせることがよいと思われます。

② その他の修正の理由は、「4. 運用通達の2) 9の項「貨物等省令第8条第九号中の操作、管理又は保守」」でコメントしたとおりです。

## 6. 包括許可取扱要領

1) VII 申請書類の記載方法等の1 (1) ①

### 【意見内容】

① 特別一般包括許可の申請者が、組織の代表者だけでなく、「代表権を委任された者を含む」となりますが、特別一般包括許可に限定する特別な理由がないのであれば、他の一般包括許

可、特定包括許可、特別返品等包括許可、特定子会社包括許可の申請者も「代表権を委任された者を含む」とすべきであると考えます。

- ② 申請者が「代表権を委任された者を含む」となった場合、提出書類通達別記1 提出書類の記載要領（ツ）授權証明書（様式8）と同じような規定も必要であると考えます。

**【理由】**

- ① 申請者が法人であるときは、組織の代表者（代表権を委任された者を含む。）の記載も必要、として、代表権を委任された者も、個別の許可申請と同じく、申請者として認められることは、歓迎いたします。ただし、個別許可も項番で申請者を区別していないように、包括許可も特別一般包括許可に限定する必要はないのではないかと考えます。

- ② 個別許可になった「授權証明書」の規定の規定も「包括許可取扱要領」に必要です。

**2) 「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の3（1）、8（1）**

**②等**

**【意見内容】**

掲題の通達は電子申請手続のものですが、本通達の3（1）には（8の包括許可の電子申請を除く。）という規定があります。本来は（包括許可全般に「代表権を委任されたものを含む。」とすべき、という上記1)①の観点からは）この規定の削除が望ましいのですが、包括許可取扱要領の改正で、特別一般包括許可が「代表権を委任された者を含む」となるのであれば、（8の包括許可の電子申請を除く。ただし特別一般包括許可についてはこの限りでない。）とでも改正すべきです。

そのうえで、8の（1）②や（2）②も所要の改正が必要です。

**【理由】**

包括許可の電子申請手続の改正も必要です。

**7. 輸出管理内部規程の届出について**

**1) 「輸出管理内部規程の届出について」（様式1）**

**【意見内容】**

- ① 新設された注2が「記名押印又は署名の当事者は、法人の場合は代表権者（代表権を委任されたものを含む。）、個人の場合は本人とする。」と個別の許可申請と同様になったことを歓迎します。

そのうえで、記名押印又は署名の当事者が「代表権を委任されたものを含む」となった場合、提出書類通達別記1 提出書類の記載要領（ツ）授權証明書（様式8）と同じよう

な規定も必要であると考えます。

また、「代表権を委任されたものを含む」は「代表権を委任された者を含む」とすべきです。

- ② 「記名押印(代表者役職名)」又は署名(代表者名)」を「記名押印又は署名」とすべきです。

\*本コメントは、「チェックリスト」(様式3)「内容変更届」(様式4)「取下げ届」(様式5)「変更届」(様式7)にも共通します。

#### 【理由】

- ① 「授権証明書」の規定の規定も「届出等について」に必要です。また、特別一般包括許可の改正では、代表権を委任された者を含む」となっており、統一と分かりやすさの観点から「もの」は「者」とすべきであると考えます。

- ② 「代表権を委任されたもの(者)」が、記名押印又は署名する場合、(代表者役職名)又は(代表者名)は不要になります。

## 2) 通達の題名

#### 【意見内容】

「輸出管理内部規定の届出等について」を「輸出管理内部規程の届出等について」と修正する必要があります。

#### 【理由】

正しい題名にする必要があります。

## 8. 使用技術告示

#### 【意見内容】

使用技術告示第二号の2を次のように改正する必要があります。

外為令別表の9の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第8条第九号から第十三号までのいずれかに該当するものの設計、製造若しくは使用に係る技術のうち、第21条第1項第七号、第八号の二、第九号、第十号、第十五号又は第十七号のいずれかに該当するもの

→ 外為令別表の9の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号、第十号、第十五号又は第十七号のいずれかに該当するもの



**【理由】**

「使用技術告示」第二号の2ではWAの Cat5-P2 のプログラムを全部列挙しています。現行法令では、第21条第1項第十五号が Cat5-P1 と Cat5-P2 の両方を含むため、「貨物等省令第8条第九号から第十三号までのいずれかに該当するもの設計、製造若しくは使用に係る技術のうち、」と限定することで Cat5-P2 に絞っていたと理解しています。

しかし、今回の法令改正で第21条第1項第十五号は Cat5-P2 のみとなるため、「使用技術告示」の他の箇所と同じく、貨物等省令の条項号だけで表現するのが適切と考えます。削除をしないと余分な条件が付加されているように感じます。